番号	分類	質問	回答
1	インターネット購入について	インターネット購入の送料・手数料も補助対象になりますか。	送料・手数料はヘルメット本体の購入費に含めません。領収書等に合算されている場合は、ヘルメット本体価格が確認できる明細書等も提出してください。なお、インターネット購入は市内に事業所を有する事業者が運営する販売であることが必要です。
2	インターネット購入について	購入金額全額がポイント等の使用による場合は補助の対象となりますか。	ポイント等を使用した場合、利用額の差引後の領収金額が補助対象となります。 例1：5,000円のヘルメットを購入し、500円分ポイント利用した場合、領収金額4,500円が購入金額となり、2,000円が補助の対象です。 例2：2,050円のヘルメットを購入し、500円分ポイント利用した場合、領収金額1,550円が購入金額となり、1,500円が補助の対象です（100円未満は切り捨て）。 仮に、購入金額全額がポイント使用による場合は、購入金額が0円となるため、補助対象となりません。
3	ヘルメットについて	令和8年4月1日以降に購入した自転車乗車用ヘルメットが対象とありますが、それ以前に購入したものは補助対象になりませんか。	事業目的の１つに、自転車乗車用ヘルメットの着用の普及の推進を図ることを掲げているため、令和8年3月31日以前に購入したものは補助対象外とします。
4	ヘルメットについて	安全基準を満たす認証マークとは何ですか。	補助対象となるのは、SG、JCF、CE（EN1078）、CPSC、GSのいずれかの安全基準の認証を受けた自転車用ヘルメットです。 購入前に、製品の認証マークや表示をご確認ください。
5	ヘルメットについて	購入したバイク用のヘルメットは、補助対象になりますか。	本事業は自転車乗車用ヘルメットに対する補助であり、バイク用ヘルメットはSGマークなどが付いていても補助対象にはなりません。
6	ヘルメットについて	CEマークがEN1078に限定している理由はなぜですか。	CEマーク適合製品であっても、軽作業帽は耐衝撃性が低く、自転車乗車時における頭部保護の安全基準を満たさない場合があるためです。
7	ヘルメットについて	市役所でヘルメットを購入できますか。	市役所では販売していません。市内の販売店、または市内に事業所を有する事業者が運営するインターネット販売等で、対象となるヘルメットを購入してください。
8	ヘルメットについて	インターネット通販なら、どの店舗で購入しても対象になりますか。	いいえ。市内に事業所を有する事業者が運営するインターネット販売で購入したものに限ります。購入前に販売事業者の所在地等をご確認ください。
9	申請期間について	申請期間はいつですか。	令和８年度の申請受付期間は、次のとおりです。 ・子ども：令和８年９月１日から令和９年３月31日まで ・高齢者：令和８年12月１日から令和９年３月31日まで いずれも令和８年４月１日以後に購入したヘルメットが対象です。 なお、予算額の上限に達した場合は、期間中であっても受付を終了することがあります。
10	申請期間について	来年度も補助制度はありますか。	令和９年度の実施については、現在のところ未定です。実施が決定した場合は、市ホームページ等でお知らせします。

番号	分類	質問	回答
11	申請後の流れについて	申請後の流れを教えてください。	申請後、当課で申請内容の確認を行います。 申請内容に誤りがない場合、交付対象者には郵送で交付決定通知書を送付いたします。その後、銀行口座にお振込みいたします。
12	申請後の流れについて	振込時期はいつですか。	交付対象者には交付決定通知書をお送りいたします。その通知書に「振込予定日」を記載しております。
13	申請方法について	申請方法と必要書類を教えてください。	窓口又は郵送で申請してください（郵送料は申請者負担）。申請書兼請求書に、①購入日・購入金額・品名・販売店名・所在地を確認できる書類、②安全基準認証が確認できる資料、③振込先口座が確認できる書類、④その他市長が必要と認める書類を添付してください。
14	申請方法について	子ども３人分をまとめて申請できますか。	補助金は使用者１人につき１回限りです。３人分を申請する場合は、原則として使用者ごとに申請書兼請求書を１枚ずつ作成し、それぞれ必要書類を添付してください。
15	申請方法について	申込多数の場合はどうなりますか。	補助金は予算の範囲内で交付します。申請多数により予算額の上限に達した場合は、申請受付期間中であっても受付を終了します。
16	申請方法について	高齢者の申請に必要な本人確認資料はありますか。	本人確認書類の提示や添付は必要ありません。申請書に氏名、住所及び生年月日を記入していただき、市で住民基本台帳により住所や年齢などを確認します。
17	補助金額について	補助金額はいくらですか。	ヘルメット購入費用（税込）とし、上限2,000円を補助します。購入費用（税込）に100円未満の端数があるときは、端数切り捨てます。 例１）購入金額1,980円の場合、1,900円を補助 例２）購入金額3,500円の場合、2,000円を補助
18	補助金額について	ヘルメットは2,000円以上だが、ポイント等を使用し、支払金額が2,000円を下回った場合、補助金額はいくらですか。	ポイント等は補助対象外のため、支払金額（100円未満は切捨て）を補助します。
19	補助対象者について	以前にヘルメットを購入したことがあります。新たに購入すれば申請できますか。	過去の購入歴だけで対象外にはなりません。令和８年４月１日以後に対象となる新品の自転車用ヘルメットを購入し、その他の要件を満たす場合は申請できます。ただし、補助金の交付は子ども又は高齢者１人につき１回限りです。
20	補助対象者について	子ども用のヘルメットを夫が購入しました。妻が申請できますか。	子どもの保護者である夫又は妻のいずれも申請できます。ただし、ヘルメットの使用者である子ども及び申請者である保護者の双方が、購入日と申請日に貝塚市内に住所を有している必要があります。また、振込先は申請者本人名義の口座に限ります。
21	補助対象者について	申請後に貝塚市外へ転出する予定です。補助対象になりますか。	ヘルメットの購入日及び補助金の交付申請日の両日に、市内に住所があることが必要です。両日の要件を満たし、申請後に転出する場合は、転出のみを理由に対象外とはしません。
22	補助対象者について	「その他当該子どもを現に監護する者で市長が別に定めるもの」とは誰ですか。	親権者等以外で、実際に子どもを養育・監護している方を想定しています。ただし、親族であることや同居していることだけで自動的に対象となるものではありません。個別に状況を確認します。

番号	分類	質問	回答
23	補助対象者について	補助対象者に高齢者も含まれますか。	はい。令和８年12月１日から、子どもに加えて、当該年度の末日において満65歳以上となる高齢者も補助対象となります。なお、令和８年４月１日以後に購入したヘルメットが対象となります。
24	補助対象者について	高齢者は何歳から補助対象になりますか。	申請する年度の末日（３月31日）に満65歳以上となる方が対象です。購入日及び申請日の両日に市内に住所があることなど、その他の要件も必要です。
25	補助対象者について	購入時点では64歳ですが、年度末までに65歳になります。申請できますか。	当該年度の末日時点で満65歳以上となる方は、年齢要件を満たします。ただし、購入日・申請日の住所要件等も満たす必要があります。
26	補助対象者について	高齢の親のヘルメットを家族が購入しました。家族名義で申請できますか。	ヘルメットの購入費用を誰が負担したかは問いません。ただし、高齢者の場合、申請者及びヘルメット使用者は高齢者本人である必要があります。 なお、申請書類は家族や知人など、本人以外の方が窓口へ持参することもできますが、振込先口座は高齢者本人名義のものに限ります。
27	領収書について	領収書の他確認書類とは何ですか。	ヘルメットの購入日、購入金額、品名、販売店の名称及び所在地が確認できる書類です。領収書のほか、レシートや購入明細書などでも、必要事項が確認できれば申請できます。
28	領収書について	領収書やレシートを紛失した場合はどうすればよいですか。	購入日・購入金額・品名・販売店名・所在地を確認できる別の書類がないか確認してください。確認できない場合は販売店に再発行等を相談してください。必要事項を確認できないときは補助金を交付できません。
29	領収書について	領収書に必要な確認事項の記載がない場合、どうすれば良いですか。	レシート等で必要事項が確認できる場合は、領収書と併せてご提出ください。レシート等で必要事項が確認できない場合は、購入した店舗にお問い合わせください。
30	領収書について	ネット通販の領収書が電子データだけの場合はどうすればよいですか。	インターネット通販で購入した場合など、領収書が電子データで発行されるときは、領収書や購入明細の画面を印刷して提出してください。購入日、購入金額、品名、販売店の名称及び所在地が確認できるようにしてください。